

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ（第5回）
議事要旨

1. 日時：2025年1月29日（水）15：00～16：00

2. 場所：経済産業省別館2階 238会議室

3. 出席者

委員：齋藤座長、赤松委員、大國委員、花村委員、林委員

オブザーバー：

一般社団法人日本ガス石油機器工業会 荒井オブザーバー、清水オブザーバー

一般社団法人日本ガス協会 菅沼オブザーバー

事務局：経済産業省 省エネルギー課 木村課長、井澤課長補佐、須田係員、宮原係員

4. 議事：

- ① ガス温水機器の達成判定について（案）
- ② ガス温水機器の表示事項について（案）
- ③ 目標基準値の策定方針と今後必要となる取組について（案）

5. 議事要旨：

○議事① ガス温水機器の達成判定について（案）

ガス温水機器の達成判定（案）について、了承された。

○議事② ガス温水機器の表示事項について（案）

ガス温水機器の表示事項（案）について、了承された。

○議事③ 目標基準値の策定方針と今後必要となる取組について（案）

目標基準値の策定方針と今後必要となる取組（案）について、了承された。

委員の主な意見は以下のとおり。

（流通に関するもの）

- 商流が複雑で関係者が多く消費者の要望に対して製造事業者が直接対応できるわけではないため、中間に位置する流通・販売事業者等による取組は重要。

- 販売事業者が参照する機会が多いのは主に製造事業者が表示する情報であり、今回提示された表示事項を製造事業者とも連携して情報提供できる仕組みを整備していただきたい。
- 給湯器は消費者自らが選択できないケースが多い中、省エネラベルを活用いただくこと、購買意欲促進に向け経済的なメリットを示し、消費者に知識を蓄積させることが重要ではないか。
- 地方・郊外・山間部等の地域では個人のオーナーはコストパフォーマンスを重視する。実態を踏まえた対応策が必要。
- スペース的に問題がなければ潜熱回収型を導入していかなければならないなかで、施工事業者にも責任がある、というところを強く説明していくことが重要。

(製造事業者に関するもの)

- 環境省が行っているエコ・ファースト制度認定企業に対し、新築着工数における環境配慮型機器導入率や目標導入件数等定量的な目標の設定を求めるといった取組も効果的であると考えられるが、まずは定性的な取組を進めていくことも重要。
- 高効率な給湯器のみを製造・販売するといった抜本的な改革や、流通事業者にも製造事業者と同様の目標を課すといったような施策もあり得る。

(自治体におけるドレン水処理に関するもの)

- ドレン水の排水処理では、雨水として処理して問題がないことを国として統一的な見解を示していくとよい。

(その他)

- 自治体が所有する公営住宅については物件数が多い。公営住宅の改修においても補助金等で優遇策をとっていただくことで、効率的な給湯器の導入を働きかけやすいのではないか。
- 潜熱回収型の導入拡大に向けて、施工事業者等各主体いだく上でも、事故などが起こらないよう、安全性確保に十分留意いただく必要がある。

以上